

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「日々指導技術の研鑽を怠らず、一人一人の生徒と向き合い、学力向上に真摯に取り組んでいく」という基本的な方向性にそって、教師一人一人の授業力アップに恒常的に力を注ぎ、教師層の厚みを増し、全体の教務力・スクール運営力・組織力の強化に努めることで安定的・継続的な企業価値の向上を目指しています。

また当社は、健全・公正にして透明性の高い経営の実現を重要課題の一つと認識し、法令遵守、社内ルールの徹底、的確かつ迅速な意思決定、効率的な業務執行、監査・監督機能の強化を図り、時代の要請に応じたコーポレート・ガバナンスの機能拡充と全社的なコンプライアンス体制の整備に努めています。

このような視点から、当社ホームページへの最新情報の掲載も含めた、タイムリーなディスクロージャーを重視し、継続的なIR活動を重ねています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】議決権の電子行使のための環境整備、招集通知の英訳

当社は現状、議決権電子行使プラットフォームの利用や、招集通知の英訳はおこなっていません。今後につきましては外国人株主比率の推移等をふまえ、検討していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】いわゆる政策保有株式

当社は、取引先との安定的な関係の維持・強化を目的に、取引先の株式を政策保有株式として保有しています。政策保有株式に係る議決権行使は、議案の内容を精査し、投資先企業の状況や当該企業との取引関係等を総合的に判断したうえで、適切に行使いたします。

【原則1-7】関連当事者間の取引

当社役員および役員の特別利害関係者との取引は極力おこなわないことを基本としています。関連当事者との取引の実施の有無については、四半期ごとに監査法人のチェックを受けています。

【原則3-1】情報開示の充実

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営戦略や今後の経営計画については、当社ホームページに開示し、広く閲覧できるようにしています。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスの基本方針は、本報告書の1.1「基本的な考え方」および有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載しています。

(3) 経営幹部・取締役の報酬決定の方針と手続き

取締役および監査役の報酬額は、株主総会で決議された報酬の範囲内で、経営状況、経済情勢、個人業績等を考慮しながら決定しています。

(4) 経営幹部の選任、取締役・監査役候補の指名についての方針と手続き

経営幹部および取締役・監査役候補の指名については、人格や見識、経験や実績等をもとに、その責務を果たすことができる適任者を選任するものとし、経験や実績のバランスを考慮のうえ、取締役会で決定しています。

(5) 経営幹部の選任、取締役・監査役候補の指名をおこなう際の、個々の選任・指名についての説明

取締役および監査役については、「株主総会招集通知」ならびに「有価証券報告書」に個人別の経歴を記載しています。また、社外役員については、「株主総会招集通知」ならびに「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」で個々の選任理由を記載しています。

【補充原則4-1-1】経営陣に対する委任の範囲

取締役会においては、法令および定款に定められた事項の他、取締役会規程の付議基準に定められている事項について決議しています。また、当社は執行役員制度を導入しており、業務の執行にあたっては担当取締役および執行役員が、取締役会で決定された経営の基本方針および経営計画に即した効率的・機動的な業務運営に取り組んでいます。

【原則4-8】独立社外取締役の有効な活用

当社は現在、2名の社外取締役を選任しています。取締役会においては、経営についての豊富な経験や幅広い見識と社外者としての客観的な視点を活かした、中立な立場での議論がおこなわれています。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準

当社独自の独立性基準は定めていませんが、株式会社東京証券取引所の定める独立役員に関する基準に準じており、独立社外取締役の資質を有していると判断しています。

【補充原則4-11-1】取締役選任に関する考え方・方針・手続き
取締役会は、当社の経営を適切に遂行する為に必要な知識や経験、決断力を備えた社内出身者と、企業経営の経験や専門知識を有した社外取締役で構成しています。取締役会全体としての知識・経験・能力等のバランスや多様性にも配慮しています。

【補充原則4-11-2】取締役の兼任状況
取締役・監査役の兼任状況は「株主総会招集通知」ならびに「有価証券報告書」において毎年開示しています。なお、当社以外の他の上場会社の役員兼任者はおりません。

【補充原則4-11-3】取締役会の実効性の評価
当社では、取締役および監査役に対して、取締役会で扱うテーマの事前確認を実施し、取締役会では審議時間を適切に確保しながら、経営課題についての十分な検討をおこなっています。また第38期より、取締役会の実効性について取締役および監査役に対しアンケートの実施を開始しました。結果、現状において取締役会の実効性は十分確保できているとの認識ですが、一層の向上に向けて適宜改善を図っていきます。

【補充原則4-14-2】取締役・監査役に対するトレーニングの方針
当社では、取締役および監査役がその役割や責務を果たすため、継続的に事業・財務・組織等に関する情報を提供し、討論することで知識の共有と事業理解の向上に努めています。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針
当社では、株主との建設的な対話を重視し、IR担当者を中心に様々な機会を通じて相互理解を深めるように努めています。また、機関投資家向けの決算説明会を年2回、アナリスト向けの決算説明会を年1回おこなうとともに、説明会で使用した資料を当社ホームページに開示しています。さらに、当社の経営方針・基本戦略や財務状況等をより深くご理解頂くことを目的として、当社ホームページに任意情報の開示をおこなう等の対応を継続的に実施しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社ケー・プランニング	4,660,500	27.95
龍井 郷二	1,302,800	7.81
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,163,000	6.97
龍井 喜久江	1,071,600	6.42
STEP社員持株会	906,580	5.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	691,500	4.14
株式会社横浜銀行	320,000	1.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	255,000	1.52
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065	220,000	1.31
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	217,000	1.30

支配株主（親会社を除く）の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	9 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

ありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
河井 榮治	他の会社の出身者											
木島 文義	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
河井 榮治		――	会社経営の豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の経営全般に対して提言を頂くことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できると考え、選任いたしました。
木島 文義		――	学習塾業界において長年培ってきた経験とノウハウが、当社の今後の事業展開に有益かつ必要と考え、選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

--	--

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	員数の上限を定めていない
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査への同行、ならびに内部監査室から適宜受ける監査状況報告などを通じて、現状や課題の確認と共有を図っています。また会計監査人である有限責任監査法人トーマツより、定期的に監査計画概要書および各期末監査結果の説明や状況報告を受け、意見交換をおこなっています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
飯島 晴雄	他の会社の出身者													
木佐貫 利数	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
飯島 晴雄		――	建設業界に長年携わった経験を有し、業界の状況にも精通している客観的な経営監視が可能と考え、選任いたしました。
木佐貫 利数	○	――	証券会社での豊富な経験と幅広い知識・見解を有していることから選任いたしました。なお、同氏には、これまで培われた知識・経験・見識等を活かしてコーポレート・ガバナンス強化に寄与して頂きたく、独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数	1 名
--------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
-------------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

取締役の賞与は全社的業績状況ないし各該当管掌部門実績に連動しています。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

・取締役の年間報酬総額 ・監査役の年間報酬総額 ・社外役員の年間報酬総額 の別に開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役ならびに監査役の報酬額につきましては、平成6年12月開催の定時株主総会決議により、取締役全員の報酬限度額を年総額150,000千円、監査役全員の報酬限度額を年総額20,000千円と定めています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役の補佐は総務課がこれにあたります。取締役会開催の事前連絡およびその内容の事後報告、内部監査実施の事前連絡およびその結果の事後とりまとめ、会計監査人との打ち合わせ、監査結果報告会等の事務局としてサポートしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は定例会議を原則月一回、また必要に応じて開催し、法令で定められた事項および経営に関する重要付議事項を迅速に審議、決定するとともに、業務執行の監督をおこなっています。定例会議には、全監査役も原則として出席しています。また、取締役および執行役員からなる運営会議が毎月一回開催され、取締役会決定事項の趣旨伝達、執行具体策の討議・決定と執行指示の徹底および情報の共有化を図っています。

監査役は取締役等から重要事項の報告を受けるとともに、業務執行状況を監視し、監査法人との連携を通じて、その実効性を高めることに努めています。

内部監査については、内部監査規程に基づき、内部監査室が業務監査と内部統制監査を実施し、その状況を社長に報告しています。内部監査室は、社長の指名によって任命された者7名で構成され、そのうち社長に直接報告をおこなう内部監査室長を指名し、毎年度計画に基づき内部監査を実施しています。内部監査の指摘事項に対しては、改善指示書を提出した後、改善状況報告書を入手し、改善状況を確認しています。これら内部監査の運営を円滑におこなうとともに、経営の合理化・能率化および業務の適正な遂行を図っています。

会計監査は株主総会において選任された有限責任監査法人トーマツに委嘱しており、当社が作成した財務諸表等により企業内容の適正性や財務諸表等の作成過程における内部統制の有効性を評価し、財務諸表の適否に係る意見表明をおこなうといった通常の会計監査のほか、会計上の課題について随時指導を受けることにより、適切な開示に向けた会計処理の改善等に努めています。

業務を遂行した公認会計士の名前、所属する監査法人および継続監査年数は次の通りです。

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 岡田 雅史

指定有限責任社員 業務執行社員 細野 和寿

(注)継続監査年数については、全員7年以内です。

監査補助者の構成

公認会計士 4名

その他 2名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

ガバナンス体制の充実・強化のため、取締役9名のうち2名を社外取締役、また監査役3名のうち2名を社外監査役としています。社外役員を交えての、独立性を確保した経営監視体制は客観性・中立性を確保しており有効に機能していると認識しているため、現体制を採用しています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	株主様が出席しやすい場所の確保…駅近隣のホール・会議室を開催場所として確保するよう努めています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回。毎年5月、11月。本決算、第2四半期決算の概要。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回。毎年11月。本決算の概要。	あり
IR資料のホームページ掲載	四半期に1回。毎年2月、5月、8月、11月。本決算、四半期決算の概要。	
IRに関する部署(担当者)の設置	取締役常務執行役員 新井規彰	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項ならびに第3項に従い、当社「内部統制システムの基本方針」として、「高い教養力を持った専門的な人材が、高品質の学習サービスを提供し、生徒の学力向上を通して社会に貢献する」との経営理念の下、会社業務の適正を確保するため、次の体制を整備・運用するとともに、適宜審査し改善に努めます。

また当社は、「財務報告に係る内部統制基本方針」を継続的取り組みの基本方針と捉え、毎事業年度に見直しを行い、内部統制システムの運用上見出された問題点の是正・改善状況についてモニタリングを行うことで、より適切な内部統制システムの構築・運用を目指しており、現状、当社の内部統制システムは有効に運用されているものと判断しています。

以下は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要です。

(1) 当社の取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

a. 取締役会は、原則として毎月1回、また必要に応じて開催し、重要な職務執行について審議・決定するとともに、取締役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督する。

b. 取締役は、法令および定款に適合した適切な経営判断を行い、常に十分な情報の収集に努める。

(2) 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会の議事録その他職務執行に係る情報については、法令および社内規程に従い、その作成から、利活用、保存、廃棄に至るまで、適切に管理する。

(3) 当社のリスク管理に関する規程その他の体制

a. 取締役は会社の事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に適切に反映する。また、会社全体のリスク管理が適切になされるよう社内規程を整備する。

b. 当該リスクは、リスク管理規程をはじめとする社内規程に従い、業務所管部署が職務執行の中で管理することを基本とし、複数の所管に係わる場合は、組織横断的な委員会等で審議の上、適切に管理する。

c. 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、代表取締役または代表取締役が選んだ者を委員長とする総合リスク対策委員会において、リスクの現実化の予防に努めるとともに、万一現実化した場合には迅速かつ確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努める。

d. 大規模地震等の非常災害の発生に備え、対応組織の設置、情報連絡体制の構築および定期的な防災訓練の実施など、適切な体制を整備する。

e. リスク管理体制の有効性については、内部監査室が定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を取締役に報告する。取締役は、監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。

(4) 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

a. 経営上の重要事項については、取締役会等の会議体において適宜審議するなど、効率的な意思決定を図る。

b. 取締役会の決定に基づく職務執行については、社内規程において責任と権限を明確にし、取締役、職員がそれぞれ適切かつ迅速に執行する。

c. 情報のセキュリティ確保を前提に、職務執行の効率性向上や適正の確保に資するIT環境の整備に努める。

(5) 当社の職員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

a. 社内規程において、職務執行に当たり遵守すべき法令等を明確にするとともに、教育研修等により当該規程に基づく職務執行の徹底を図る。

b. 職員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するため、内部監査室が、職員の職務執行の状況について、定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を取締役会等に報告する。取締役は、監査の結果を踏まえ、所要の改善を図る。

c. こうした取り組みを通じ、「しない風土」と「させない仕組み」を充実・徹底させる。さらに業務上の課題や問題を自発的に提起し、それを積極的に受け止める仕組みを強化するため、社内外のコミュニケーションの徹底、業務支援体制の強化、定期的な業務の見直し等を推進する。

(6) 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 監査役の求めに応じて、監査役の職務を補佐する組織を設置し、必要な人員を配置する。

b. 当該組織に属する職員は、監査役の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については、事前に監査役と協議する。

c. 取締役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告するとともに、監査役の求める事項について、必要な報告を行う。また、職員から監査役に対し必要かつ適切な報告が行われるよう体制を整備する。

d. 取締役および職員から報告を受けた者が、会社に著しい損害を与える事項や信用を大きく失墜させるおそれのある事項、または規程等に違反する行為を発見した場合については、速やかに監査役に報告する体制を確保し、当該報告を行った者に対して、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

e. 監査役が取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることのできる体制を整備する。また、会計監査人および内部監査室が監査役と連携を図るための環境を整えるなど、監査役監査の実効性を確保するための体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a. 反社会的勢力排除に向けた体制を確立するため、全役職員に対し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、不当・不正な要求には応じない旨を徹底する。

b. 「反社会的勢力対応マニュアル」を整備・運用するとともに、警察や顧問弁護士等の外部専門機関と適宜緊密に連携し、会社全体として速やかに対応する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

